

令和9年度宮城県立角田支援学校高等部入学者選考に係る教育相談実施要項

1 対象

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害がある者で、令和8年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者で、角田支援学校の通学区域（角田市・丸森町・大河原町・柴田町・村田町・白石市・蔵王町・七ヶ宿町）に住所を有する者で本校高等部への進学を希望する者とその保護者。

「学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害」

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のものである。
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なものである。

2 期日

令和8年11月2日（月）から11月16日（月）まで

※11/4（水）及び、土日祝日を除く9日間

3 時間帯

① 9：30～10：20

② 10：40～11：30

③ 13：10～14：00

※①の時間帯を希望する場合、スクールバスの運行に支障を来さないために、9時10分以降に来校すること。

4 場所

宮城県立角田支援学校

5 教育相談当日に持参するもの

- ・個別の指導計画（2学年次の評価記入のもの）
- ・教育相談票A（保護者が記入）
- ・進路希望調査票（5月に特別支援教育課から通知のあった様式 ※両面に記入）

6 その他

①教育相談の参加者は、入学を希望する生徒とその保護者、並びに担任とする。

②教育相談の内容は次のとおりとする。

- ・面談等（生徒、保護者、担任）
- ・出願書類の配布及び出願手続きの説明
- ・受検意思の確認等について
- ・学校見学及び高等部の概要説明 ※希望者のみ

③申し込みは、別紙の教育相談申込書に必要事項を記入し、在籍する学校を通してFAXか郵送又は直接持参により、10月13日（火）までに申し込むこと。なお、希望日については、異なる期日で第3希望まで記入すること。

④相談期日については、本校で調整し、各中学校に通知する。

⑤5月に宮城県教育庁特別支援教育課から発出された「高等部（知的障害）及び高等学園受検に係る適切な進路指導のお願い」を確認の上、参加すること。

⑥当日、発熱などの症状や体調不良等によりやむを得ず欠席する場合は、在籍する学校を通して連絡すること。その場合、日程を再度調整して実施する。